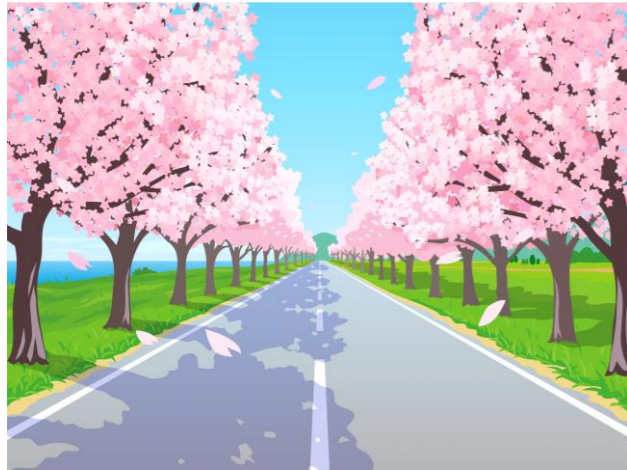


市営住宅だより



令和8年5月 不定期刊行・第18号
芦別市営住宅管理センター
☎0124-27-7250

すっかり雪も解け、春を迎えました。
山菜を食べたい季節ですが、自分で山中に足を踏み入れるのはちょっとためらいます。やっぱり、熊が怖すぎます。よそ様から頂戴するのが一番ですね。いただける方に感謝しつつ、その方の勇氣に感服します。さて、今回も皆様にご協力を求めるお知らせばかりです。よろしくお願いいたします。

入居中の手続きについて

市営住宅には、本市が承認した名義人、同居親族以外のかたは入居できません。また、入院や施設入所などで引き続き30日以上使用しないときなどは市営住宅管理センターに長期不使用の届け出などが必要です。

下記に当てはまるような場合は速やかに手続きを行ってください。

- 名義人が死亡したり、転出(離婚、結婚等)した場合で、同居の親族が引き続き居住しようとするとき **入居承認申請**
- 本市が承認した同居親族以外の親族を同居させようとするとき **同居承認申請**
- 死亡または転出により同居者に移動が生じたとき **同居者異動届**
- 名義人が30日以上市営住宅を使用しないとき **長期不使用・不在届出**
- 駐車場使用許可を受けた車両の変更 **駐車場使用許可事項変更申請**
- 原状回復を前提とした市営住宅の模様替え **模様替申請**

なお、各種手続きをせずに入居されている場合は、引き続きの入居ができなくなることもありますので、必ず手続きを行ってください。

草刈りのお知らせ

本年度における各団地の草刈につきましては、5月下旬から8月にかけて順次行う予定です。

団地での作業を開始する前には、改めてチラシによりお知らせをしますが、例年のとおり、お住いの団地における玄関前や菜園・花畑部分の除草は入居者の皆さんで行うようにしてください。

また、空き家の菜園を利用されている方や花畑の区画が明確でない場合は、誤って刈られないよう、草花などをビニールテープなどで囲むなど、目印をつけるようご協力をお願いいたします。



退去時の清掃などについて

住宅を退去するときは、次の入居者に不快感を与えないよう、ガス台・換気扇・流しまわりの油汚れや、洗面所・浴室・トイレの水まわりの清掃を行きましょう。

また、ご自分でできない場合は業者に依頼を申し対応してください。なお、不十分な場合は退去確認時に指示、指導をさせていただきます。

公営住宅に入居するうえでの禁止事項について

公営住宅に入居される皆様には下記の事項が禁止されています。違反した場合は、住宅を明け渡していただくこともありますので、十分注意してください。

1. 住宅を他の人に貸したり、賃借権利を他の人に譲ったりすること
2. 犬・猫等のペットを飼育すること(盲導犬、介助犬は飼育可能)
3. バルコニーや住宅敷地内などの場所での野鳥や野生動物への餌づけ
4. 無断で長期間にわたって不在にすること
5. 故意に住宅や共用部及び共同施設を壊すこと
6. 住宅を個人営業等の事務所として使用したり、住居以外の用途に使用したりすること
7. 敷地内に無断で工作物を設置すること
8. 周辺環境を乱し、または他に著しい迷惑を及ぼす行為を行うこと
9. 許可なく他の者を同居させること



窓やベランダからの子どもの転落事故にご注意を

これからは、徐々に気温が上がり始めて窓を開ける機会が増えていきます。非常に残念なことですが、近年、窓やベランダからの子どもの転落事故が後を絶ちません。転落の主な原因としては●窓を開けた状態での網戸への寄りかかり●ベランダや窓の近くの足場となるものへのよじ登り、などがあげられます。

発生時期の多くは5~10月で、年齢別では好奇心や自我が芽生える3~4歳が最も多く、階層別では、比較的低い2階からの転落が多く報告されています。

子どもから一瞬たりとも目を離さないことには限界がありますが、●ベランダには極力物を置かない●ベランダでは子どもだけで遊ばせない●子どもだけを残して外出しない、など事前にポイントを知り、子どもの見守りと合わせて事故が起きない環境を作りましょう。



駐車場の適切な使用について

駐車場を常に利用される方は、手続きを行い駐車料金を納付のうえ利用してください。手続きのない無断駐車や、駐車場として指定していない敷地内への駐車はいっさい認めていません。無断駐車は、正規な手続きで利用されている皆さんとの公平性を欠きますので、ぜったいなさらぬようお願いいたします。

共用部分に物を置かないでください

階段、踊り場、廊下等は共用スペースであるとともに緊急・災害時の避難経路になります。共用部分には私物や不用品、ゴミなどは放置しないようにしましょう。非常時にはたいせつな役割となり、特に、廊下は普段でも車イス等を利用される方の妨げになります。

近隣への気遣いで快適な暮らしを

集合住宅では、日々の平穏な暮らしを営んでいただくために、生活音でも十分な注意が必要で、近隣へのちょっとした気遣いがたいせつです。

夏は窓を開け放つことも多いため、大声での会話やテレビの音などが近隣住人の迷惑にならないようにしてください。特に深夜・早朝は、玄関ドアの開閉音、洗濯機・掃除機・テレビの音量などに気をつけましょう。

なお、室内を元気に歩き回るお子さんがいるご家庭は、防音効果のあるマットなどを床に敷くと効果的になります。

